

第 3 2 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和 6 年 1 0 月 1 5 日 (火) 午後 1 時 3 2 分
2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ~ 3 0 3 委員会室
3. 閉会の年月日 令和 6 年 1 0 月 1 5 日 (火) 午後 2 時 0 1 分

4. 出席委員 (11 人) の番号及び氏名

1 番 鈴 木 照 子	2 番 成 田 春 光	3 番 高 橋 洋 美	4 番 棟 方 廣 光
5 番 田 村 昭 弘	6 番 菊 池 俊 輔	7 番 辞 職	8 番 佐 藤 勝 利
9 番 三 浦 大 俊	10 番 長 内 悟	11 番 秋 庭 礼 子	12 番 瓜 田 良 一
13 番 貴 田 徳 正	14 番 一 戸 辰 美	15 番 瀬 戸 弘 之	16 番 川 村 博 行
17 番 下 山 勝 源			

5. 欠席委員 (5 人)

- 5 番 田村昭弘
6 番 菊池俊輔
8 番 佐藤勝利
10 番 長内悟
14 番 一戸辰美

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
第 2 参与及び書記の任命
第 3 議案第 1 2 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
議案第 1 2 3 号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
報告第 7 4 号 使用貸借合意解約書の受理について
報告第 7 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 秋 庭 誠 一	事務局次長 工 藤 江 里 子	主事 蒔 苗 一 輝
--------------	-----------------	------------

8. 会議の概要

開会 午後 1 時 3 2 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 11 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第 3 2 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 直ちに本日の会議を開きます。
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、
9 番三浦大俊委員と 11 番秋庭礼子委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、秋庭局長、
工藤次長、書記には蒔苗主事を任命します。
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第１２２号から議案第１２３号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長

異議がないので、そのようにさせていただきます。

まず、最初に議案第１２２号に関する農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

９番三浦大俊委員。

三浦委員

はい、９番三浦です。それでは、報告いたします。

去る１０月７日、佐藤勝利委員、事務局と現地調査を行いました。

本議案の農地法第３条申請は、所有権移転が６件です。

いずれも耕作目的の申請であり、農地法第３条第２項６号には該当しない権利取得と認められます。

１箇所だけは春のパトロールで草が生い茂っているが、売買が成立したということですので、後は耕作されていて放棄地では無かったので、大丈夫だと認めます。

以上です。

議 長

それでは、議案第１２２号について、事務局より説明願います。

事 務 局

議案第１２２号農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。

農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。

本案件は６件です。№１から№６について説明いたします。

令和６年９月１８日に行われた鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が１件、普通売買が３件、贈与が２件です。

農地法第３条第２項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議 長

ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第１２３号について、事務局より説明願います。

事 務 局

議案第１２３号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は１件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

契約期間は記載のとおりです。

以上です。

議 長

ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは、表決に入ります。議案第１２２号から議案第１２３号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長	賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。 次に、報告第 7 4 号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第 7 4 号使用貸借合意解約書の受理について。 このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。 No.1 について、双方合意により解約した旨の通知がありました。 合意解約した日につきましては、記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問ございませんか。 【なし】
議 長	ないので質問を打ち切ります。 次に、報告第 7 5 号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第 7 5 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について。 農地法施行規則第 2 1 条の規定に基づく届出書を受理したので報告する。 No.1 から No.3 については相続により所有権を取得したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問ございませんか。 【なし】
議 長	ないので質問を打ち切ります。
議 長	暫時休憩します。(午後 1 時 3 9 分) 【暫時休憩】
議 長	再会します。(午後 2 時 0 0 分)
議 長	本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第 3 2 回鶴田町農業委員会総会 を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後 2 時 0 1 分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____